

# あなたの最低賃金、知ってる？



**毎年見直し**  
最低賃金は、毎年、都道府県ごとに  
見直されています。

**下回ったら法律違反!**  
会社には最低賃金以上の賃金を支払う義務があります。  
この額を下回る賃金は法律違反です。下回った場合、  
その差額を請求できます。

**派遣先の最低賃金を適用**  
派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の  
地域の最低賃金が適用されます。

業種によっては  
**より高い最低賃金**の場合も!  
業種によっては、地域別最低賃金よりも高い「特定(産業別)最低賃金」  
が設定されていることがあります。



2020年  
10月1日から **三重県** の  
地域別最低賃金は

**874** 時給 円

午後10時～午前5時に  
勤務する場合  
深夜割増**25%**を加算 **1,093** 時給 円

深夜勤務の場合、少なくとも深夜割増25%が加算されます。  
この他にも、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。  
詳しくは、連合へご相談ください。

**あなたの時給も  
今すぐチェック!**

「低いかも?」と感じたら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ



い こう よ れん ご う に  
**0120-154-052**

祝祭日を除く  
平日 10:00~17:00  
受付中

**30** 日本労働組合総連合会三重県連合会(連合三重)





# あなたの**最低賃金**、 **チェック**してみよう!

スタート!

## 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、**基本給+諸手当**(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。  
ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

1  
確認

対象

**基本給 + 諸手当**※

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象  
でない

●ボーナス ●残業代 ●精皆勤手当 ●通勤手当  
●家族手当 ●その他臨時の手当(結婚手当など)

## 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「**所定労働時間**」や「**所定労働日数**」を調べましょう。  
就業規則や契約書等からわかります。  
それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

2  
比較

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください

## 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合に相談してみましよう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましよう。
- お勤めの業種によっては、**より高い最低賃金**が適用される場合があります。



3  
相談

「最低賃金より低いかも?」「おかしいな?」と感じたら...

**なんでも労働相談ダイヤル** へ!

連合公式  
Facebook

